

令和7年度 帯広市会計年度任用職員 【事務補助員（短期）】募集要項

6月1日
一部改訂

1 募集内容

番号	所属課 (勤務場所)	主な業務内容	募集 人数	勤務日 勤務時間/休憩時間	必要資格等
1	各課 (市役所本庁舎または本市で管理する施設)	・ 来客対応、電話対応、窓口対応等の接客 ・ パソコンを使用した事務処理 ・ 書類整理、封詰め ・ 郵便物の発送仕分け ・ 所属課内外の応援に関すること	10名程度	・ 原則月～金の5日間 ・ 原則週35時間または週38時間45分勤務（1日7時間～7時間45分勤務程度（休憩60分）） ※配属先により時間外・土日勤務の場合あり	・ パソコンの簡単な操作または基礎的な操作（文字や表の入力、文書の作成等）ができること

※ 勤務場所、主な業務内容及び勤務時間等は配属先により異なります。（面接時に希望する勤務条件を伺います。）

2 応募資格

(1) 「必要資格」を満たしていること

(2) 地方公務員法第16条に該当しない方（以下、地方公務員法第16条抜粋）。 ※該当する方はお申し込みできません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 帯広市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

なお、日本国籍を有しない人は採用後において公権力を行使する業務または公の意思形成への参画に携わる職に従事することができません。

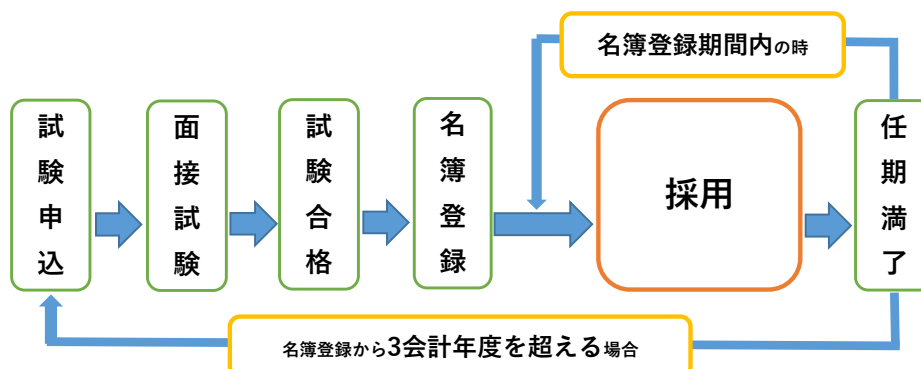
※既に令和7年度事務補助員(短期)の名簿登録試験(帯広市会計年度任用職員採用試験(第2回)の事務補助員(短期)の併願含む)を受験された方は申込み不可。

3 採用までの流れ

事務補助員（短期）は名簿登録制です。

合格者は選考登記者名簿に登録され、事務補助員の配置が必要になった際に原則成績上位の方から選考により採用されます。

名簿の登録期間は3会計年度（令和10年3月31日まで）で、名簿登録期間を上限に任期は1会計年度（4月1日から翌3月31日まで）の中で1か月から12か月の範囲で帯広市が定めます。名簿登録期間内に任期が満了した場合は、登録期間内に限り試験を受けずに複数回にわたり採用または任期が更新される場合があります。



4 申込方法

①または②の方法でお申し込みください。

方法	手順	注意事項	受付期間
①電子申請	・右記二次元バーコードより 申込フォームにアクセス し、 必要事項を入力 ・後日、人事課よりメールもしくは電話にて面接日を連絡。 申込フォーム アクセス先 	(1)証明写真については、エントリーシートへの貼付を想定した写真データを添付してください。 (2)申込を繰り返し行うことはやめてください。	随時 ※電話受付の場合、 午前8:45～午後5:30 (土日祝日を除く)
②電話受付	・人事課（0155-65-4108）へ 電話連絡 の上、面接日を調整 ・指定の エントリーシート に 必要事項を記入し、 面接日に持参 。 エントリーシート ダウンロード先 	(1) 市販の履歴書は受付できません。 必ず指定のエントリーシートをお使いください。 (2) ご提出いただいたエントリーシートは返却しません。	

※①電子申請 申込フォームURL (<https://www.harp.lg.jp/9M40HtAI>)

※②電話受付 エントリーシートダウンロード先URL (<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shisei/shokuin/saiyo/1004434.html>)

5 試験

試験日	試験会場	試験内容	試験に必要なもの	結果通知
随時実施 ※申込後、個別にご連絡します	帯広市役所本庁舎5階会議室等 (帯広市西5条南7丁目1番地)	面接試験	【電子申請】 特になし 【電話受付】 指定のエントリーシート	面接試験実施後10日以内に、合格者のみに郵送により通知予定です。

6 報酬（令和7年4月1日時点）

一日の勤務時間に応じた、報酬日額例は以下の表のとおりです。

職種	時給	報酬日額例		支給日
事務補助員 (短期)	1,146円	7時間	8,022円	翌月15日
		7時間45分	8,882円	

※正職員の給与が改定された場合は、改定の実施時期を含め、改定に係る取扱いに準じて改定します。

例えば、4月に遡って報酬が改定され、給与が増減する場合があります。

7 問い合わせ先

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市総務部組織人事室人事課（0155-65-4108）

(参考) 主な勤務条件

期末勤勉手当 (賞与)	・基準日に在職し、任期が6か月以上にわたる職員であり、かつ、所定労働時間及び勤務実績が週15時間30分以上の職員に対し、基準に従い支給します。 ・支給率は基準日時点での在職期間に応じた期間率を乗じて決定し、支給額は「期末勤勉手当基礎額×支給率×期間率」によって算出します。ただし、育児休業や育児短時間勤務期間等、在職期間から除算される事由があります。 ・報酬が日額の場合は「基準日以前6か月以内の実績における、基本報酬額の1月あたりの平均額」が期末勤勉手当基礎額となります。																																												
	<table><tr><td></td><td>6月期</td><td>12月期</td></tr><tr><td>基準日</td><td>6月1日</td><td>12月1日</td></tr><tr><td rowspan="2">支給率</td><td>期末</td><td>1.25月</td></tr><tr><td>勤勉</td><td>1.05月</td></tr></table>				6月期	12月期	基準日	6月1日	12月1日	支給率	期末	1.25月	勤勉	1.05月	(例) 令和7年4月1日付で新たに任用された職員の6月期の場合 <table><tr><td>期末</td><td>基礎額×1.25月×100分の30</td></tr><tr><td>勤勉</td><td>基礎額×1.05月×100分の30</td></tr></table> ※欠勤が無い場合			期末	基礎額×1.25月×100分の30	勤勉	基礎額×1.05月×100分の30																								
		6月期	12月期																																										
	基準日	6月1日	12月1日																																										
	支給率	期末	1.25月																																										
勤勉		1.05月																																											
期末	基礎額×1.25月×100分の30																																												
勤勉	基礎額×1.05月×100分の30																																												
<table><tr><th colspan="2">期末手当期間率</th></tr><tr><td>6か月</td><td>1.00</td></tr><tr><td>5か月以上6か月未満</td><td>0.80</td></tr><tr><td>3か月以上5か月未満</td><td>0.60</td></tr><tr><td>3か月未満</td><td>0.30</td></tr></table>			期末手当期間率		6か月	1.00	5か月以上6か月未満	0.80	3か月以上5か月未満	0.60	3か月未満	0.30	<table><tr><th colspan="2">勤勉手当期間率</th></tr><tr><td>6か月</td><td>1.00</td></tr><tr><td>5か月15日以上6か月未満</td><td>0.95</td></tr><tr><td>5か月以上5か月15日未満</td><td>0.90</td></tr><tr><td>4か月15日以上5か月未満</td><td>0.80</td></tr><tr><td>4か月以上4か月15日未満</td><td>0.70</td></tr><tr><td>3か月15日以上4か月未満</td><td>0.60</td></tr><tr><td>3か月以上3か月15日未満</td><td>0.50</td></tr><tr><td>2か月15日以上3か月未満</td><td>0.40</td></tr><tr><td>2か月以上2か月15日未満</td><td>0.30</td></tr><tr><td>1か月15日以上2か月未満</td><td>0.20</td></tr><tr><td>1か月以上1か月15日未満</td><td>0.15</td></tr><tr><td>15日以上1か月未満</td><td>0.10</td></tr><tr><td>15日未満</td><td>0.05</td></tr><tr><td>0</td><td>0.00</td></tr></table>			勤勉手当期間率		6か月	1.00	5か月15日以上6か月未満	0.95	5か月以上5か月15日未満	0.90	4か月15日以上5か月未満	0.80	4か月以上4か月15日未満	0.70	3か月15日以上4か月未満	0.60	3か月以上3か月15日未満	0.50	2か月15日以上3か月未満	0.40	2か月以上2か月15日未満	0.30	1か月15日以上2か月未満	0.20	1か月以上1か月15日未満	0.15	15日以上1か月未満	0.10	15日未満	0.05	0	0.00
期末手当期間率																																													
6か月	1.00																																												
5か月以上6か月未満	0.80																																												
3か月以上5か月未満	0.60																																												
3か月未満	0.30																																												
勤勉手当期間率																																													
6か月	1.00																																												
5か月15日以上6か月未満	0.95																																												
5か月以上5か月15日未満	0.90																																												
4か月15日以上5か月未満	0.80																																												
4か月以上4か月15日未満	0.70																																												
3か月15日以上4か月未満	0.60																																												
3か月以上3か月15日未満	0.50																																												
2か月15日以上3か月未満	0.40																																												
2か月以上2か月15日未満	0.30																																												
1か月15日以上2か月未満	0.20																																												
1か月以上1か月15日未満	0.15																																												
15日以上1か月未満	0.10																																												
15日未満	0.05																																												
0	0.00																																												
※支給率、期間率は令和7年4月1日時点																																													
通勤費用	基準に従い、通勤方法及び距離に応じて通勤費用を支給します（上限：日額2,619円）。																																												
休日	原則土曜日・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ※勤務場所や勤務形態によって異なります。																																												
休暇	年次有給休暇は、継続した任用期間や週所定勤務日数に応じて付与日数を決定し、任用期間の経過月数に応じて付与します。 (例) 令和7年4月1日任用、週5日勤務：任用3か月目・4か月目・5か月目・6か月目に各1日、7か月目に6日付与																																												
加入保険	健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等 ※一部の職において、加入条件を満たさない場合は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入しない場合があります。 (参考) ・健康保険・厚生年金保険加入条件 (1) 週の所定労働時間が20時間以上 (2) 月額88,000円以上 (3) 継続して2か月を超えて雇用される見込みがあること (4) 学生ではないこと ・雇用保険加入条件 (1) 週の所定労働時間が20時間以上 (2) 31日以上雇用される見込みがあること (3) 昼間の学生ではないこと																																												
服務	・会計年度任用職員は、1会計年度（4月1日から翌3月31日まで）内を任期として任用される一般職の職員であり、地方公務員法の服務規定が適用となります。服務上の規定とは服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限（※）です。また、交通法規違反はもとより、職務専念義務違反等全体の奉仕者としてふさわしくない行為に対しては、免職・停職・減給・戒告の懲戒処分の対象となります。 ※パートタイム会計年度任用職員（週38時間45分より短い勤務時間の職員）は、原則兼業を行うことができます。ただし、以下の場合は兼業が認められませんので留意してください。 ・兼業先に勤務時間を割くことによって、職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合 ・兼業先との間に特別な利害関係またはその発生の恐れがあり、職務の公正さを欠く業務に従事する場合 ・兼業することが、公務員としての信用を傷つけ、または不名誉となる恐れがある場合																																												
その他	・原則、駐車場はありませんので、自家用車で通勤する場合は各自で確保してください。 ・退職手当は支給されません。 ・採用から1か月間（1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）は条件付採用となります。（条件付採用期間中も報酬等の勤務条件は変わりません） ・今後、報酬等の勤務条件が変更となる場合があります。																																												

(こちらの募集要項に掲載している内容は令和7年4月1日時点の情報です。)